

シンポジウム

記録と活用—三つの分野をめぐって

12月2日（土） 15：20-17：20 日本女子大学目白キャンパス香雪館401教室

提題者

遠藤 保子（立命館大学）

俵木 悟（成城大学）

柴田 隆子（学習院大学）

司会・進行

松澤 慶信（日本女子体育大学）

木村 覚（日本女子大学）

木村覚 本日はお集まりいただきまして誠にありがとうございます。「継承と創造のためのアーカイヴの方法」と題した特集を進めてまいります。ダンスは、その運命として、運動が生まれて、その直後に消えてしまう表現媒体です。打ち上げ花火のような潔さがありますが、その分、残るものが乏しい。そのことが継承という点でも、創造という点でも、研究という点でも、また教育や民俗学という分野の進展に際しても、枷になっているように思います。そこでアーカイヴの充実ということが期待されるわけですが、現状は（とくに日本の現状は）満足のできる状況ではありません。そのことを背景にして、今回アーカイヴというテーマに取り組むにあたり、その「活用」という事柄に焦点を絞り、どのような活用例が実際にあり、その課題や可能性にはどのようなものがあるのかを検討して、そこから未来にあるべきアーカイヴの形を展望してみたいと考えております。アーカイヴとは「記録保管所」を意味する言葉ですが、活用されなければ保管されている記録はただの「屍」に過ぎません。未来が豊かなものになるためには、残された過去を有意義なものにする作業が必要です。そのことを考えることによって、記録をどう残すべきであるのかについても明確になってゆくはずです。

では、始めたいと思います。最初のシンポジウムは「記録と活用—三つの分野をめぐって」です。三つの分野とは教育・民俗学・ドイツ語圏を中心としたヨーロッパのアーカイヴの現状を指します。本日も越しいただいた遠藤先生はアフリカ舞踊と教育の、俵木先生は民俗学の、柴田先生はドイツ語圏のアーカイヴの専門家ないし精通者です。それぞれの分野での現状と可能性また課題をお話いただき、ディスカッションしてまいります。司会・進行は、松澤先生と私で担当いたします。

「舞踊のデジタル・アーカイヴと教育的活用～アフリカを事例として」

提題者 遠藤 保子

まずアフリカの舞踊についてお話ししてから本題に入りたいと思います。アフリカでは文字に記すよりも舞踊が情報伝達手段として発達しました。また様々な機会に踊られているのもアフリカ舞踊の特徴です。ご覧いただいているのは、2012年にガーナで行われた大統領の国葬の写真です。お葬式でも人は踊ります。アフリカの人々は神や先祖に五穀豊穡、平和安寧など、様々な祈りを込め、また人々と集い楽しむために踊ります。アフリカの舞踊の特徴は比較的短い舞踊動作を何度も繰り返し、時に即興を交えるところにあります。写真は戦闘舞踊マサイの様子ですけれども、今は戦闘がなくなりましたので、エンターテインメントとして行われています。しかし、今日では欧米文化の偏重などによって、以前より踊られなくなっております。プロの舞踊家たちが誕生しているなどの側面はあるものの、舞踊をいかに継承するべきかについては課題になっております。写真は2009年のガーナで撮影されたもので、プロの舞踊家が練習している風景です。

さてここから本題です。私は共同研究者と共にモーション・キャプチャーを利用してガーナ、ナイジェリア、エチオピア、ケニア、タンザニアの舞踊をデジタル・アーカイヴし、それを基に舞踊動作を解析・考察して論文にまとめ、教材を制作しています。なぜ5つの国かと言いますと、将来的にはアフリカの西と東の比較、またエチオピアは植民地化されませんでしたので、植民地化された国とされなかった国とで舞踊を比較したいということがあります。またもう一つ、エチオピアの

北の方は文字があるのですが、それ以外は文字がなかった社会なので、文字がなかった社会とある社会とでどう違うのかを将来的に研究したいということから、この5つの国を選びました。具体的には各国のプロの舞踊家を数名呼んで、彼らに代表的な舞踊を選んでもらって、ガーナ7演目、タンザニア6演目などを選んで、リサーチしました。

このシンポジウムでは、この教材内容を紹介しながら、舞踊のデジタル・アーカイヴと教育的活用をどのように考えるべきかについて多面的に検討したいと考えております。本題に入る前に、アフリカの舞踊アーカイヴの例にどんなものがあるのかを確認しておきますと、ドイツのEncyclopaedia Cinematographica（1900年代）や日本のものと藤井知昭監修の『音と映像による世界民族音楽体系』（1988年）があります。藤井氏のものはドイツのアーカイヴを基にしておりますし、特にデジタル・アーカイヴの例は、筆者を除いて今のところ、ほとんど見られません。

I 教材「ワンダーランド探検隊～アフリカの舞踊・音楽・社会～」

それでは一つ目の教材「ワンダーランド探検隊～アフリカの舞踊・音楽・社会～」について紹介します。これは2008年に、私と共同研究者が作成したものです。教材の設定はナイジェリアの子どもの生活と代表的な農耕舞踊カブルの紹介、マルチアングルのCGで構成したものです。授業は総合的な学習、対象学年は小学校高学年としています。なぜ高学年かといいますと、この時期に培われた世界認識は国際理解の基礎となる世界的地域イメージや人権意識を左右すると考えているからです。実際に教材をご覧いただきたいと思います。教材は外務省主催の第5回開発教育／国際理解コンクール「素材部門」に出して特別審査員賞をいただきました。その応募条件が五分以内に作らないといけないというものだったので、その時間内に収めました。

【教材の目次 配布資料の一部抜粋】

1. 生活を見てみよう…ナイジェリアの子どもの生活（小学校の朝礼、授業、放課後）の動画
2. 太鼓を聴いてみよう…ナイジェリアの様々な太鼓、太鼓言葉の動画
3. 踊りを見てみよう…農耕舞踊カブル（ナイジェリア北部）
 - 3・1 農耕舞踊カブル（男性）の動画
 - 1～3 上記舞踊、マルチアングルのCG（男性）…前、横、頭上
 - 3・2 農耕舞踊カブル（女性）の動画
 - 1～3 上記舞踊、マルチアングルのCG（女性）…前、横、頭上

動画の「生活を見てみよう」あるいは「太鼓を聴いてみよう」「踊りを見てみよう」というセクションは、動画の部分とCGの部分とで分けて作りました。

では最初「生活を見てみよう」をご覧くださいませます。

【動画を映写中、遠藤先生による映像の説明】 学校の朝礼の場面で、登校出来たことを神に感謝して、みんなで歌い踊ります。女の子は週ごとに決められたヘアスタイルをしています。公用語は英語なので、英語で授業を行います。30人程度の少人数制クラスを二人の先生がみえています。お昼ご飯の場面ですが、ご飯や果物、豆など、20円程度のお昼ご飯を購入して食べています。お米の他にヤム芋などを主食にしています。食事に感謝をして、食事にはおしゃべりしないようにとテーブルマナーを教えています。撮影したのがちょうどイスラム教の断食の時期だったもので、昼食を食べない子供もいました。

さて、学校から帰りますと、家の庭でかくれんぼをしたり、洗濯物が見えたりしますけれど、洗濯をしたり、自転車に乗ったり、遊びます。あるいはテレビを見てくつろぐ子どももいます。しかし、伝統的な舞踊が踊られる機会が少なくなっている現状があります。これが「生活を見てみよう」の動画です。子どもの生活に焦点を合わせています。

では次に「太鼓を聴いてみよう」の動画を見てみます。これはナイジェリアの国立劇場の前で舞踊団の団員が演奏したものです。このように「お元気ですか」とか「お早うございます」というメッセージを太鼓の音の高低あるいはリズムを変えることで太鼓言葉を話します。

では「踊りを見てみよう」の動画に移ります。代表的な舞踊のカブルを見てもらいます。これは日本に舞踊団を呼んで2005年11月に撮影したものです。ナイジェリアの北の方の舞踊です。神様に五穀豊穡を祈っています。では次、女性の踊りです。これも同じ時期に撮影したもので、男性は力仕事、女性は農作業の仕草をしています。今ビデオでご覧いただいた舞踊はマルチアングルで見ることができます。正面は今見ましたので、例えば、横から見ると、あるいは頭上から見ますと、このように見ることができます。

教材の目的については、①アフリカの自然文化と楽しくふれあい、親しむとともに、興味関心を高め、視野を広げる、②アフリカ人のものの見方、考え方を知り、それを理解し、仲良くしようとする態度を育てる、③アフリカの舞踊・音楽を実践し、身体能力を身につけ、行動しようとする態度を養う、という点を考慮しました。

なぜアフリカなのか。アフリカの舞踊を対象に

する理由は、小学校の地理学習において記述分量で最も軽視されているのがアフリカであり、しかもプラスイメージがなく、途上国に対する正しい理解が妨げられていると考えるからです。また工夫した点については、ナイジェリアの子どもの生活を題材に日本の子どもと共通性を感じられるようにしました。また、マルチアングルによって舞踊動作をわかりやすく再生することで、舞踊の習得や理解の促進に役立てようと思いました。

さらに、作った教材に関してなんですけれども、子どもたちに紹介してどんな反応を示すかなと思ひ、2009年にいくつかワークショップを行いました。ガーナでもこの教材を子どもたちに紹介したり、キネクトという簡易モーション・キャプチャーを持っていき、実際に踊ったりするなどの活動を行いました。

Ⅱ 教材「どこカナ？なにカナ？そうだったのか！ ガーナ共和国～社会・文化・芸術と国際 理解～」

次に取り上げます教材は、「どこカナ？なにカナ？そうだったのか！ガーナ共和国～社会・文化・芸術と国際理解～」です。これはアフリカン・デジタル教材研究会というものを発足させて作成しました。第32回学習デジタル教材コンクールに応募しまして、優良賞を受賞いたしました。

教材の設定を説明いたします。今回の教材では、アマちゃん太郎くんがガーナへ旅する物語という設定を置きました。ガーナの世界・文化、舞踊・音楽、国際理解の考え方を紹介、対象授業も、対象学年も先ほどのものと同じです。では、教材をご覧くださいませ。スクリーンの画面を指してこれが教材の最初の画面になりますが、「はじめに」と「説明」のマークがあります。「説明」をクリックすると、教材のコンセプトを説明するという、クイズを出し学習者に答えてもらう際の考え方が示されます。画面上の「はじめる」をクリックすると本編が始まります。ここからプロローグに入ります。対話形式で、字幕を読み終わったら学習者がクリックして自分で進む、次の字幕を読むという体裁になっています。

「ガーナ行ったことある？」(アマちゃん)

「ないよ」(太郎くん)

「私はハーフだから何回も行ったことがあるよ」(アマちゃん)

とか、

「アマってどういう意味か分かる？」(アマちゃん)

「わからない」(太郎くん)

「ガーナでは生まれた曜日で名前を決める民族があって、私は土曜日に生まれたから『アマ』なんだ」(アマちゃん)、

是非行って見たいなああと太郎くんは思ひ、両親の

許諾を得て、一緒に行きましようということになり、夏休みに日本からガーナへ旅に出ます。20時間くらいかかって到着します。

プロローグは終わり、第6章までの本編が始まります。

【教材の目次 配布資料の一部抜粋】

- 1章 どんな国カナ？ガーナの社会
- 2章 どんな暮らしカナ？ガーナの文化
- 3章 カナリの迫力、ガーナの踊り
- 4章 おっカナビックリ透けるトン、ガーナの3D舞踊
- 5章 楽器カナでる、ガーナの音楽
- 6章 どうしようカナ？ガーナとの国際理解

このコンクールでは制限時間がありませんでしたので、これまでの自分の研究成果をどのように面白く短い言葉でまとめるか、ということに主眼を置いて作りました。第1章を少し見ていきます。【教材をクリックしながら、遠藤先生による教材の説明】ガーナの首都はアクラで、熱帯でとても暑い。ガーナの面積はどのくらいかわかるかな、(答えは)日本の2/3くらい、日本でも見かける建物、ATMもあるんですね。道路にはお店がたくさんあって、賑やかです。ヨーロッパによって植民地化されたんですが、アフリカで最初に独立した国です。この銅像の人が初代大統領クワメ・エンクルマです。「クワメ」は土曜日に生まれた人の名前なんですね。ネットカフェがあって、都市は情報化がすごい進んでいます。アフリカという伝統的な暮らしをしているように想像しがちですが、実際は違います。これは野口英世の研究所です。次にこれは小学校ですね。この画面上の三角形は動画が見られるマークです。この動画は、イスラム教の断食明けのお祭りです。音楽団もいます。

クイズを作りました。「ガーナの国旗はどれかな？」みなさんどれかな？(間違った答えをクリックすると)「プー」(と音がなり)ハズレです。正解すると、正解音(ピンポン)がなります。

さあ、次は第3章のガーナの踊りに移ります。いろんな時に踊ると言いましたが、実際はどんな時に踊るか、まず映像を見る前にどんな時に踊るのかを想像してみましょう。これを踏まえて、動画を見ます。結婚式やお葬式の時に人々は踊ります。先ほど大統領の国葬の時の写真をご覧いただきましたが、お葬式の時も踊るんですね。日本であれば、お葬式場で踊るなんて想像し難いわけですが、ガーナではあの世に旅たって神様に会えるわけだめでたいから踊ります。それから楽しみのために踊ることもあります。これはソコデという踊りです。ガーナの中央地域で踊られます。

次に、病気を直す時も踊ります。これはクペレという踊りです。踊られているのはガーナの南部です。地面を転がっていますが、土地の精霊から力をもらって、病気を治そうというわけです。ここで「そうか!」と納得を誘います。

ここで問題として、踊りを見てどんな感じかな、どんな特徴があるかなということを考えてもらい、そしてそこから、「膝とか腰とか曲げていることが多い」「農作業でも曲がっていたけれど」、これは第2章で収録している事柄なんです、農作業は踊りと関係あるのかな、日本の踊りは農作業と関わっているって聞いたことがあるけど、ガーナの踊りについてこれから調べてみると色々なことがわかるかもしれない。ガーナの踊りを見るとヒップホップと似ているかもしれない。ここで歴史的なことを盛り込んでいます。奴隷としてアメリカへ連れて行かれた人たちがヒップホップの誕生に関わったと言われており、ガーナの踊りを知ることがヒップホップのルーツを知ることにもなることを伝えていきます。

あと、第4章だけ説明しておきたいと思います。国立劇場、先ほどプロの舞踊家が踊っていましたが、ガーナには国立劇場も国立舞踊団もあります。国立舞踊団はどんな練習をしているかということで、その様子を見てみます。それから国立舞踊団だけではなく、学校の空き教室で練習している民間の舞踊団もあります。日本でも日本の踊りを踊る場所が少なくなっている、日本とガーナで同じような傾向があることを知ります。そして自分たちの踊りを記録する方法や、どのように記録して伝えたら良いのかをみんなで考えてみよう、という問題を考えてもらい、そこからモーション・キャプチャーの内容になります。先ほどはCGで表現していましたが、今回はスティックフィギュアで表現しています。このように踊りをいろんな角度から見られ、しかもコンピュータに保存することができる。スティックフィギュアですと、背骨の動きであるとか腰の位置であるとかがよりはっきりわかります。

今は何をしているのかといいますと、ガーナ大学のパフォーマンス・アーツの先生と教材の字幕スーパーを再検討しています。英語版を作って、小学校で利用できるかなと検討しています。

Ⅲ 舞踊のデジタル・アーカイブと教育的活用

次に、舞踊のデジタル・アーカイブと教育的活用をどのように考えていくべきかという点についてお話しします。ここでは三つの観点から考えていきたいと思います。

【配布資料より一部抜粋】

Ⅲ 舞踊のデジタル・アーカイブと教育的活用

舞踊のデジタル・アーカイブを教育的に活用する際には、次のことを考えることが重要ではないかと思えます。

Ⅲ・1 アフリカの舞踊をどのように選択するのか。発表者は、以下を考慮して選択した。

- 1 代表的な舞踊（数演目）を選択する
- 2 特定の舞踊（宗教や社交等）、民族、地域に偏らない
- 3 上記を基に舞踊を選択し、典型的な舞踊動作（複数）を記録する

Ⅲ・2 デジタル・アーカイブをどのように教材化するのか。デジタル・アーカイブを教材化する際には、以下の点を考えることが重要だと思われる。

- 1 舞踊の特徴をよりわかりやすく見せる
- 2 舞踊とその背景（社会・文化・自然）との関わりを説明する
- 3 クイズなど楽しみながら学べることを追求する
- 4 実際に踊るように促す…キネクトやモーションペインターなどの利用も視野に入れる

Ⅲ・3 教材をどのように教育的に活用するのか。舞踊に関しては、以下の点を踏まえて教育的に活用することが必要ではないだろうか。

- 1 舞踊運動の快感を体験する
- 2 即興による舞踊の楽しさを味わう
- 3 体験しながら、舞踊の伝統的な知恵を学ぶ

一つ目、アフリカの舞踊をどのように選択するのか、二つ目、デジタル・アーカイブをどのように教材化するのか、三つ目、教材をどのように教育的に活用するのか、この三点に焦点を当てます。

まず一つ目、どのように選択するのかですが、私の場合は代表的な舞踊を数演目選択します。先ほどもお話ししましたが、現地の人たちに代表的な舞踊を選んでもらいます。選ぶ際に、特定の舞踊、例えば、宗教に端を発する舞踊とか、娯楽的なものとか、あるいは民族とか地域に偏ることのないように選ぶということを心がけています。そして上記二つの事柄を基に、舞踊を選択してしかも典型的な舞踊動作、その複数の動きを収録することをしました。先ほどアフリカの舞踊は比較的短い動作のフレーズを何度も繰り返すと言いましたが、この「比較的短いフレーズ」とは、松本千代栄先生、片岡康子先生が「ひと流れの動き」とおっしゃっていますが、「ひと流れ」を見ることで、その特徴を抽出したいという考えのもとに記録しました。

二つ目、デジタル・アーカイブをどのように教材化するのか、その点で重要なのは舞踊の特徴をより分かりやすく見せることであり、舞踊とその

背景、特に社会や文化、自然との関わりを説明することであり、クイズなど楽しみながら学べるようにすること、実際に踊るように促すことを考えています。ガーナで教材を使って、キネクトも用いた授業を行ったと言いましたが、簡易モーション・キャプチャーとか、モーションペインターと配布資料にありますが、これは立命館大学の教員が考案したもので、額にセンサーをつけて踊ると、その動きがスクリーンに映し出されるという仕組みで、子供たちはとても面白がって実施することができます。そういうものを使うことを視野に入れたら良いのではないかと思います。

三つ目、舞踊のデジタル・アーカイヴをどうやって教育的に活用するのかという点についてお話しします。教材もいろんな視点がございますので、特に舞踊に関しましてはどうかということでお話しいたしますと、舞踊運動の快感を体験すること、即興による舞踊の楽しさを味わうこと、体験しながら舞踊の伝統的な知恵を学ぶこと、以上の点が重要です。「伝統的な知恵」とは、例えば、先ほどの病気の舞踊を見てもらったときに、地面を転がるのは、大地の力を借りて、病気を治す、ということがあります。そうした知恵を学ぶということです。

最後に、今後も教材をより良いものにし、またアフリカの他の地域も視野に入れて教材開発を行い、さらには学校で利用できるようにしたいと考えています。本研究を行う際には、アフリカや日本の関係機関や個人に協力をいただきましたし、科研費などの研究助成金をいただきました。心より御礼申し上げます。ご静聴ありがとうございます。

「民俗芸能に関する映像記録の アーカイブの現状と課題」

提題者 俵木 悟

始めに前提としてお話ししておきたいことですが、私の話は自分自身が記録を製作するというものではございません。むしろ製作された記録をどのように有効に活用するかということを中心に、アーカイブという観点からお話をさせて頂こうと思っています。

まず民俗学という学問と映像記録との関係です。民俗学はあらゆる学問の中で最も古臭くアナログな学問の一つだと思っていますが、映像ということに関して言うと、様々な取り組みをしてきており、元々絵画資料や写真資料を非常に積極的に利

用してきた学問領域だろうと思っています。例えば、『花祭』を書いた早川孝太郎や、柳田國男の伴奏者と言われる橋浦泰雄という人は、元々日本画の出身でありまして、視覚的に物や対象を捉えるということについてかなり意識的な人たちだったろうと思います。また、研究資料として写真を使うということも戦前からかなり積極的に行っています。今回は舞踊学会ということですので芸能に関して言いますと、昭和3年に『民俗芸術』という、当時の芸能研究の中心的な雑誌ができています。この『民俗芸術』では資料として写真を会員に配布するという試みをしたりしています。日本資本主義の父と言われる渋沢栄一の孫にあたる渋沢敬三は民俗学者としても有名でしたが、戦後、渋沢の周辺の人たちが映像というものを非常に意識的に資料として使っていました。代表的なものと言えば、『絵巻物による日本常民生活絵引』というのがありまして、つまりこれは“字引”に対して“絵引”というものを作ってみようという非常に興味深い試みです。やはり渋沢敬三の系譜の人でありますけれど、須藤功という写真家が、後に『写真で見る日本生活図引』というものを作ったこれを引き継いでいます。

いま須藤功という名前を出しましたけれども、1960年代には民俗写真というジャンルが興ります。須藤さんをはじめ、例えば内藤正敏や芳賀日出男などという人たちは、写真家として有名であり、かつ民俗学者でもあります。現代美術用語辞典にも「写真と民俗学」という項目がありますが、他に写真と〇〇学という項目は一切ございませんので、それだけ写真と民俗学が親和的な領域だったということを表しているかなと思います。とりわけ、その中でも写真というものを意識的に調査のツールとして使った民俗学者として、宮本常一の名前が挙げられるかなと思っています。

それから1970年代になってくると映像民俗学というものが一つのジャンルとして確立してきます。これはすなわち、映画による民俗の記録であります。先駆的なものとしては、岩波映画製作所の1953年の『雪まつり』や1954年の『奥三河の花祭り』などがあります。実はこれらは文化財の記録として作られたのだということ覚えておいてください。民俗文化財保護の父とも言える宮本馨太郎という人がおりまして、この人もやはり渋沢周辺の人ですが、同時に最初期の映像記録の実践者であったということで、その仕事は近年、再評価が進んでいます。これは今日の話のメインテーマにつながります。

1970年代になると、映像作家の野田真吉や北村皆雄と、民俗学者の野口武徳や宮田登のコラボレーションで日本映像民俗学の会という組織が作られました。あるいは先ほどの宮本常一のお弟子

さんの中から出てきた姫田忠義などが民族文化映像研究所を立ち上げます。この1970年代に起こってきた映像民俗学の動きは、映像でエスノグラフィーをする、つまり民俗誌を作るということが一つの目的になっていたと思います。したがって作品の中で対象の全体像を可能な限り描くという、ある意味作品完結型というのでしょうか、そういう作品が多かったと思います。逆に言うと、それらを集めて関連付けて、何か有効に活用するというアーカイブという意識はこの段階ではあまり強くなかったのではないかと思います。そうはいつでも日本映像民俗学の会などは、作品を作ると同時に、日本中にどのような民俗映像のストックがあるかという、かなり詳細な調査をしたりしていますので、決して意識していなかった訳ではないとは思いますが、彼らが行った仕事としては、映像でエスノグラフィーを作るという部分の成果が大きかったかなと思っています。

これらと並んで今日私が話をしたいのは、同じ1970年代に起こってきたこととして、民俗文化財の映像記録を作るということでもあります。今日は舞踊学会ですので、なかでも民俗芸能の記録ということについて中心的に話をしていきたいと思います。

1950年に文化財保護法が出来た時、有形文化財だけでなく、無形文化財というカテゴリーができました。その初期の無形文化財のリストを見ると、選定されたのは当時の言葉でいうとほぼ全て郷土芸能、現在の言葉でいう民俗芸能であります。ですから、かなり初期の頃から民俗芸能は保護の対象と考えられていました。ところが1954年に法律の改正があって、民俗資料という新しいカテゴリーが出来ます。この民俗資料には有形民俗資料と、無形民俗資料があります。ここで面白いことは、無形の民俗資料というのは、文化財に指定をして保存をするというのではなく、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗資料として“指定”ではなく、“選択”という別の扱いをされることです。文化財保護委員会から各都道府県の教育委員会に宛てた通達の中に、はっきりと「無形の民俗資料については、そのものをそのままの形で保存するということは、自然的に発生し、消滅して行く民俗資料の性質に反し、意味のないことである」と書かれています。だからこれらは記録を作ってそれを残せばいいのだという方針になっていき、その方針の下、記録作成が進められていきます。1975年にもう一度文化財保護法の改正があり、民俗資料は現在いわれるような民俗文化財というものになります。無形の民俗文化財も指定の対象となり、保存の措置が取られるようになります。先ほどの見解が覆され、民俗芸能なども、そのものをそのままの形で残すことができるし、意義があること

だというように考え方が変わったといわれることもあります。今でも民俗文化財を残すという際に我々が一番最初に考えるのは記録を作るということになるので、記録作成の重要性はあまり大きく変わっていないと思っています。

ここからは無形文化財の映像記録作成ということについて考えてみたいと思います。映像による記録作成は1970年代の後半から行なわれるようになります。ここでアーカイブ化ということを考えるときに問題になるのが、文化庁が無形民俗文化財の映像記録作成事業を進めるのですが、国が行うのは補助事業だということです。どこが主体になって記録を作るかということ、市町村や都道府県という地方自治体です。これが後にアーカイブということが実現されない大きなポイントになってくるとしています。国が直轄で行う事業もありますが、1年に数本ぐらいですので、数としては全体から見ると非常に微々たるものです。

私は2000年に東京文化財研究所というところの研究員になりました。ちょうどその頃から映像記録の需要も大きくなるし、それにまつわる問題も大きくクローズアップされるようになります。2002年からふるさと文化再興事業という、文化政策の一環ではあるのですが、文化財保護とは少し違うところから国が地域の伝統文化を保護し活用しようと、大きな事業を始めます。これは文化財保護の事業よりも予算規模が何倍も大きい事業でありまして、名前を変えて同じ事業が現在も継続されています。そのなかで映像記録が大量に作成されていきます。自治体の側からすると、文化財の保護事業として記録作成をやるのと、ふるさと文化再興事業で記録作成をやるのでは、あまり大きな違いはないわけです。一つ大きな違いは、ふるさと文化再興事業に関連する一連の事業は、伝統文化保存団体等が実施するという事になっていきます。つまり、行政ではなく地域の保存会等が事業主体になっている。自分たちで自分たちの伝統文化を伝えるために色々な事業をする。その一環として映像記録も作成されるようになりました。この事業が始まってから民俗文化の映像記録に使える予算がそれまでの数倍に膨れ上がりました。実際に事業もたくさん行われるようになり、現在一年間に民俗芸能の記録作成事業として文化庁からの補助金を得て行われる事業は、正確にカウントするのは難しいのですが、多い年では単年で200件もの映像記録が作られているということになります。

ふるさと文化再興事業は、それ自体は文化財保護のための事業とはいえないのですが、非常に近い関係にある関連する事業と捉えた場合に、問題は、これだけ大量の民俗芸能に関する映像記録や文化財の記録が作られているのですが、専門家を

自認する我々でもこれらの記録がどこにあって何に使われているのかほとんど分からないということです。これは何とかしないとイケないということで、私が東京文化財研究所に勤めていた時に行ったことを、今日ご紹介させて頂きたいと思います。

まず一つ、記録作成の事業は自己目的化して、作るということが目的になってしまっただけではいけません。民俗文化財とは、法律上「我が国民の生活の推移を理解する上で欠くことのできないもの」ということになっています。これはどういうことかと言うと、日本にある様々な民俗的な事象を比較し検討して、その中から我々の生活がどういう風に移り変わってきたのかという歴史や変遷を知ることができる、そのための資料として価値を認められているということです。ところが、その資料は比較研究等に使えるような状態になっていませんでした。そこで、文化財研究所の無形文化遺産部では2008年に『無形の民俗文化財映像記録作成の手引き』というパンフレットを作りました。この手引きは、映像記録作成の手引きといっても、映像製作技術に関する内容ではなく、記録を作成し、資料を運用していくための事業実施のための手引きです。その中で特に徹底したことは、何が事業の主目的なのかということを確認にしようということでした。

さらに言うと、作られた記録についても、アーカイブがなく、それらを集めたり有効に比較したりして使うという仕組みが全くありませんでした。記録資料はたくさん作られていたものの、記録作成の大半は補助事業で、事業主体は地方自治体や保存会ですから、作ったものが他のものとどのように組み合わせられて使われるかということは考えられていなかった訳です。そもそも地方自治体の教育委員会や民俗芸能の保存会は、記録を有効に保存活用するような仕組みを持っているはずもなく、一元的に管理・運用する制度や機関は存在しませんでした。

そこで私たちが行ったことは、これをこの時点から実際に集めてどこかにストックするということは不可能でも、少なくともどこに行けばどんなものがある、どうすれば見られるのかということぐらいは分かるように、情報だけでも一元化しようということでした。これが『無形文化遺産の記録所在情報データベース』という形で実現することになります。もともと伝統文化活性化国民協会のところが伝統文化データベース調査事業というものを行っていたのですが、これを通して情報収集して、いま言ったような目的に使おうということで参加させて頂きました。

この伝統文化データベース調査事業では、民俗芸能に限らず様々な伝統文化に関する記録の情報

収集を行いました。全ての地方自治体に調査票を送り、映像や文書、音声等全ての記録の情報提供を求めました。二次調査まで行い、最終的に約1,890あった自治体のうち、553の自治体から返答を頂きました。この手の調査では中々反応が良かったと思っています。日本中の自治体の4分の1強くらいしか返答はなかったのですが、それでも全部で5,087件のデータが集まりました。そのうち、映像記録が3,340件、音声が180件、文書が1,667件、マルチメディアが123件です。この中の映像記録だけを媒体別に見ると、2008年～2010年あたりに調査を行っていたので、まだVHSがかなり多いです。次に多いのがDVDで、この時点ではまだブルーレイは存在していません。フィルムがそれなりにありまして、35mmはさすがになかったのですが、8mmと16mmだけでも300件くらいの記録がありました。

これを色々なかたちで分析してみました。一例として記録の作成数を見てみると、1980年代の後半くらいまで文書の記録の方が多かったのですが、1990年代になってくると映像記録の数が増えてきます。とくに2002年にふるさと文化再興事業が始まったことで、2004年、2005年あたりの映像記録が顕著に増えており、映像記録作成によってその影響がどれだけ大きかったかということが実数からも分かってきます。これらの情報を『無形文化遺産の記録所在情報データベース』という形でデータベース化し、2012年に公開いたしました。現在も東京文化財研究所の無形文化遺産部のウェブサイトから閲覧可能です（ただし現在メンテナンス中）。

このデータベースで大事なことは、記録の所蔵機関と利用形態です。これはあくまで記録に対してのアクセシビリティを確保するためのものですので、記録の内容よりも、どこでどういう条件で見られるのかということ、調査では可能な限り答えてもらいました。

次に、こうしてアクセス可能になったものをどのように有効に活用するかということを考えなければなりません。天野武さんという、かつての文化庁の民俗文化財調査官は「記録された民俗映像は、広く活用されてこそ、真に価値あるものとなる。民俗映像の作成は、活用する手段である」という言葉を残しているのですが、実際にはそのような活用のための努力はほとんど行われてきませんでした。そこで記録の活用の再検討を行いました。

先ほど言いましたけれども、我々はデータベースを作成する以前に手引きを作っていて、その中で、何のために作るのかという目的をはっきりさせることを徹底しました。少なくとも無形の民俗文化財の記録ということ考えた時には、大

きく三つの主目的があるのではないかと考えます。一つは普及啓発を行うためのもの。それから、記録保存のためのもの。これは同時に資料として学術研究等に資するという目的もあります。それからもう一つ、文化財の保護ということ考えた場合に、後継者育成ために使えるもの。これらの目的を明確化した上で、どのように使われるのかということ意識して作らないと、結局何にも使えない記録になってしまう、ということをお伝えした訳です。

このように、一つの記録対象について目的の異なる3種類の記録をセットで作るというやり方が、特に近畿地方を中心に広く行われるようになりました。この「3点セット」方式は、元々滋賀県で民俗文化財の保護を行っていた長谷川嘉和さんという方が提唱したのが最初だと思います。それが近畿地方の教育委員会の文化財担当の方などに浸透して、このような記録が作られるようになってきました。

そうすると次に、せっかく作った多面的な記録をどのように使うかということ具体的を考えていかなければなりません。とりわけ無形の民俗文化財であるということをお考えた時に問題となるのは、リニアなメディアの制約です。祭礼行事や民俗芸能は、ステージ上のパフォーマンスとは異なり、同時進行的に、また偶発的にいくつものことが行われているからです。テープやDVDは、ランダムアクセスは可能といえば可能ですが、制約が多いです。そのために近年は、ハードディスクにシークエンスごとの映像を格納して、それを必要に応じて何らかの整理をして引き出してくるというシステムが作られるようになりました。ユーザーが望む方法でファイルにアクセスできることを目指すということです。

このようなかたちで記録を作ると、納品される成果物がハードディスクになり、それを一般の人が利用すると、機会が限られてきます。博物館や教育委員会に置いておいても、そこまで行かなければ見られない。そこで次の段階として、現在はこのシステムをウェブ上で実現できないかという試みが行われています。

その時に、多面的な記録であるからこそ、実際にどうやって見せるのかという方法論が問題になります。一般的なユーザーは、自分が知らないものについて、どうやって見たいかということは直観的に分からない訳です。だから何らかのかたちでサジェスチョンしてあげなければならない。そもそも民俗事象という非常に複雑な事態を、どのように理解したらよいのかという、ある種の学術的な関心に応えるには、このように見るとこう見

えてくるという視点を与えてあげないといけません。そのために、研究者も映像記録の製作というものにもっと深く関わらないといけないと考えています。

そのための試みとして紹介したいのは、まだ試験的な段階ですが、「民俗文化財.jp」というサイトです。これは近畿圏の自治体の文化財保護担当者、映像製作者のコラボレーションから展開したものです。インタラクティブなインターフェースを持った映像記録をウェブ上で公開して一般の人にも操作できるようなものにしたいと思っています。これを例に、見方を提示するとはどういうことかの一例を紹介すると、民俗芸能や祭礼は、舞台上の舞踊や演劇と違い、同時多発的にいろんなことが行われています。しかも、歌や踊りだけが民俗芸能にとって重要なことではなく、そこに裏方がどう関わっているかというようなことも、民俗事象としては考えなければいけません。そこで様々な要素の関係を、時間や空間や関わる組織などによって構造的に把握できるように図示したマトリックスを作り、あるときに複数の場所で行われていることを並べてみたり、あるいは祭りの進行とは別に、一つの場所やグループに特化して何を行っているかを時系列に沿って見たりという、一つの記録でいろいろな見方ができるような公開の方法を試験的に行っています。

最後に私たち研究者としては、このような記録を学術的な資料として論文などに使えないかということも考えていきたいと思っています。このサイトでは、植木行宣先生の論文を例として、その中に出てくる事例を映像で見られるようにした実験的な試みを紹介しています。

さらに、これからの問題として、文化財の記録であるからには、これが継承にどのように役立つかという、伝承のツールとしての映像記録のあり方ということも考えなければなりません。記録する際、芸能の本番を撮るだけでは、これに資する記録は作れません。何を伝えていくか考えた時に、結果としての「わざ」だけでなく、それを実現するためのコツなどといった隠れた知識を伝える必要があるわけで、それをどのように映像化するかという問題があります。或いは、そもそも目に映るものだけでなく、その芸能に関わり続けるモチベーションを支える感情や感性、あるいは前の世代の人たちから受け継いできた記憶や経験等、こういったものまでを含めて民俗芸能は成立していますので、それらを映像記録でいかに伝えられるかということまで今後の課題として考えていかなければならないだろうと思っています。

「ドイツ語圏の舞踊アーカイヴ」

提題者 柴田 隆子

近年、ドイツ語圏の舞踊アーカイヴでは、資料検索、写真や映像の一部公開、舞踊研究に関わる議論などがウェブサイトで公開され、研究者のみならず、次世代の舞踊家や観客に舞踊史や舞踊そのものへの関心を呼び起こす一つの機運になっています。本報告ではドイツ語圏の舞踊アーカイヴの活用の状況と、次世代の舞踊家と観客を意識したドイツ連邦文化助成プログラムの取り組みについて報告させていただきます。

ドイツ語圏にはテキストを集める文献資料館や博物館、美術館のアーカイヴというものがありました。ただし舞踊に関するものは、文献やプログラムの記録は残されているものの十分ではなく、独立した施設としての舞踊アーカイヴは1920年代後半に初めてベルリンに作られます。これは第二次世界大戦ですぐに焼失してしましますが、その後ドイツの各都市に舞踊アーカイヴが設立されていきます。まずは、2000年代からウェブ検索が整備されるようになったこれらのアーカイヴのいくつかをご紹介します。

ドイツのアーカイヴは基本的に国内外の研究者に開かれていて、研究目的と所属をウェブに公開されている書式を用いて申し込むことで利用できます。ウェブ上では登録前でも資料を検索することができますし、事前に申し込んでおけば現地に行っただけで資料を見せてもらえるので、非常に便利なシステムです。昨今ではこれを研究者やジャーナリストだけでなく、芸術家たちにも広く利用してもらおうという動きが活発化しています。

その傾向が顕著なのは1696年設立という長い歴史を持つベルリン芸術アカデミー (Akademie der Künste Berlin) です。東西ドイツ再統一後、東西ベルリンに点在していた施設の統合のみならず、ドイツ全域でもアーカイヴの集約を進めています。ここのアーカイヴは上演芸術というカテゴリーで集められ、舞踊と演劇やパフォーマンスとは分けられていません。ゲルハルト・ボーナーやマリー・ヴィグマン等の作家別コレクションを抱えており、アーカイヴには作品だけではなく、作品制作時のメモや作品構想のために読んだ本のコピー、またツアーでの荷造りリストなども所蔵されています。次にご紹介するのは1948年に個人の寄贈を元に設立され、1986年にケルン貯蓄銀行と文化財団の助成を受け現在に至るドイツ舞踊アーカイヴ・ケルン (Deutsches Tanzarchiv Köln) です。イサドラ・ダンカンやレオニード・マシーン、マリー・ヴィグマン等のアーカイヴがあります。

一部の写真・資料のウェブ公開を除き、基本的には訪問して見ることはできませんが、ジャーナリズムや公的・私的研究に対しても無料で公開しています。ドイツ舞踊映像研究所・ブレーメン (Deutsches Tanzfilminstitut Bremen) は映像に特化したアーカイヴで、ウェブ版の舞踊小辞典があります。ここはジャーナリズムや研究者だけでなく、ダンサー、振付家や教育者等にも開かれていますと、利用案内にも明記しています。歴史的にも内容の充実度でも有名なのは現在ライブツィヒ大に統合されている舞踊アーカイヴ・ライブツィヒ (Tanzarchiv Leipzig) です。共同研究者のみの公開ですが、東独時代の国立舞踊団や民俗舞踊団の貴重な記録映像があります。その他に、ドイツ政府の国際文化交流機関であるゲーテ・インスティトゥート (Goethe-Institut) のウェブサイトでは同時代の50人の振付家の紹介や写真、映像などが見られます。ドイツ語圏であるオーストリアの舞踊地区ウィーン研究センター (Tanzquartier Wien) にも映像アーカイヴがあります。メディアテークと呼ばれるそれは、過去にあった作品そのものではなく、再構築作品の上演映像を見ることができると面白いアーカイヴだと思います。

しかし、一見充実しているように見えるドイツ語圏の舞踊アーカイヴでも、予算不足や人員不足、著作権に絡む問題があり、全てがスムーズに行われているという訳ではありません。著作権問題に対しては、EUでは2012年に著作権者が不明な作品、いわゆる孤児著作物は、十分な調査の上で登録をすれば公共に資する主体は使用できる法律ができましたが、本当に「孤児」なのかを調べることに多くの時間・労力・費用がかかるため登録はなかなか困難であり、現実問題としての難しさを抱えています。

こうした問題を解決ないし回避するため、ドイツ連邦文化基金による「舞踊基金<遺産>」 (Tanzfonds Erbe) が2012年に期限付きで発足しました。この前身となったのは、ヨーロッパでユニシティブを取るため、舞踊活性化事業として始まった助成プログラム「ドイツ舞踊プラン」 (Tanzplan Deutschland) (2006-2011) で、5年間で日本円にして約16億5000万円をかけて次世代のダンサー、振付家、研究者の連携・教育のプロジェクトに幅広い助成を行いました。その後継となる「舞踊基金」では2014年まで、アーカイヴや記録等の活用に関する<遺産>と、教育や次世代育成をめざす<パートナー>の2つに分けて文化助成が行われました。

なかでも舞踊の歴史的遺産の今日的価値を問う<遺産>は、反響もよく助成効果が得られたと判断され、2018年まで延長されます。多様な人々の

幅広いアーカイブの活用を意識した文化プロジェクト<遺産>は、次世代の芸術家や観客をも意識した舞踊史への様々な取組みを目的としています。助成対象となるのは、20世紀のドイツで舞踊の発展に寄与した振付作品の再構成や新演出、また20世紀の舞踊史におけるテーマ、時代、場所、芸術家に関する分析、そして当該助成プロジェクトの客演です。

舞踊史における作品の歴史的価値や重要性をどう判断するかは、大変困難な問題です。しかし、この<遺産>ではその問題は回避し、歴史的に重要な作品の基準を設けるのではなく、申請者自身がなぜ歴史的な振付や作品やテーマが今日にとって重要かを決定し論証するようにしました。その結果、多様な舞踊史のアプローチのあり方が可能になったと報告書には述べられています。もっとも申請者の内50%が著作権問題で苦勞したともありますが、2017年までにダンサーや振付家、研究者や教育関係者らによる60のプロジェクトが採択され、一つのプロジェクトにつき上限約1300万円の助成がなされ、再構成や新解釈の公演、レクチャーパフォーマンス、展示作品や映像作品等が作られてきました。

報告書では、この基金の成果の一つはウェブサイトを作ったことにあるとも書かれており、舞踊アーカイブに関する様々なトピックが取り上げられ、サイト上で読むことができます。また網羅しきれているとは言えないながら、先にご紹介したドイツ国内のアーカイブだけでなく、海外や私的なアーカイブも同サイトで紹介されています。視聴覚資料がウェブ上で見られるアーカイブとそうでないところで分けられており、最初にアクセスする際の敷居が低くなるように考えられているような気がします。

【アーカイブを操作し、柴田先生の説明】全てのプロジェクトは紹介しきれませんが、ラバンやヨース、ヴィグマンやパウハウスなどの作品を扱ったプロジェクトや、民俗舞踊とコンテンポラリー・ダンスの類似を探究するプロジェクト、ドイツのコンテンポラリー・ダンスとジャドソン・ダンス・シアターを結ぶプロジェクトやアメリカとの関係を問題にしたプロジェクトなどがあります。新しいところでは1980年代から2000年代の舞踊史の検証、つまり今行われていることがすでにアーカイブになってしまう点を問題にしたインスタレーションプロジェクトもあります。変わったところでは、劇場と美術館が協力して美術館内に研究空間を設け、2ヵ月にわたりアーティストと観客が文化遺産の将来を分析するプロジェクトがありました。また作品だけでなく、特定の場所、場所性を問題にするプログラム等も採択されてい

ます。もちろんバレエ団による舞台などもたくさんあります。

基準がないため統一感に欠けるプロジェクトたちですが、アプローチの多様さが歴史的遺産にインスパイアされるアーティストたちの増加と一般観客の関心を生んだのではないかと思います。また個々のプロジェクトの内容だけでなく、この「舞踊基金<遺産>」のウェブサイト自体のアクセスのしやすさ、情報公開のあり方などが、助成期間を2018年まで延長させることにつながったのだと考えます。

《ディスカッション》

木村 では残された時間でディスカッションを行いたいと思います。松澤先生お願いいたします。

松澤 アーカイブに関する基幹となる3つの柱が立てられて、それを各先生方が見事にうまくまとめてくださったと思います。こちらも問題意識を確認でき、みなさんも新たな問題点を持つことができたと思います。それで、もう充分で、実質重複することにもなるかと思いつつも、でも確認のために以下にお聞きしていきます。

まず遠藤先生にお聞きしたいのは、先生のご作成されたのは教材ですので、学生のためにといった形で用途が限定されてしまいますよね。するとアーカイブの本来の機能である記録・保存からは離れてしまうということが生じるのでしょうか。

遠藤 アーカイブの本来の機能が記録・保存だけであるかどうかはわかりませんが、八村広三郎先生によれば、デジタル・アーカイブとは、歴史文化芸術にかかわる各種文化資産をデジタル情報技術によって計測、記録、保存し、さらに、結果のデータを公開し、広く多方面での利用と文化の継承に資することと、一般的には解釈されている。情報技術と歴史文化芸術分野の連携及び協力の具体的な形である、ということです。数としてはデジタル・アーカイブというものはまだまだ少ないんですけれども、多方面で活用するということからすれば、教材としても活用するというところもあると思います。

松澤 アーカイブの応用としてとても面白い試みですね。次に俵木先生にお聞きしたいのは、アーカイブ学会というものが5年ほど前にあったときに出席したんですが、その時面白かったのは、画家のアトリエを残すという試みがありました。記録が映像記録ではなく画家の部屋を残すという形なのですが、その際、下手に部屋を触らない、と

ということが重視されていました。ダンスも生のダンスを記録する方向とそれが消えていくかもしれないから記録媒体に残していこうという方向とがあり、後者には修正というバイアスがどうしてもかかってしまいます。その点についてはどうお考えですか。つまり、記録のオーセンシティをどう保つかという記録作業の根幹に関わる問題かと思いますが。

俵木 まず民俗文化財は、行事や芸能そのものを残すことが基本であって、映像記録もその補助資料として、現地で行われているものを可能な限りそのまま記録するという方向です。私がお話ししたのは、その記録を活用するときに、もっと工夫ができるだろうということです。無理に不自然なことをしてもらわなくて、ありのままのものを撮って、それを並べ方や見せ方によってある効果を持ったものとして見せるということは可能だと思うんです。ただこれは目的にもよるところがありまして、行事の記録としてはありのままを撮るということは正解なんですけど、踊り方を伝えるためのツールとして考えたら、例えば衣装をつけて踊るよりもジャージか何か着てもらった方が体の動きがはっきりする、ということがあるわけです。だからこそ、記録の目的が何なのかをはっきり考えて、目的に見合ったやり方を選択することが重要なのではないかと思います。

松澤 その選択肢の中にモーション・キャプチャーも入ってくるわけですね。

遠藤 今新しいモーションスーツが出たりしています。その中で、モーションスーツを着て踊ることが、本当の芸能やダンスになるのかという問いはあります。けれども、人間が動くということは、体が動くということであるし、その体自体がどういう風に動いているのかを色々な面から知るといったことは必要なのではないかと思います。

松澤 最後に柴田先生に聞きたいのは、紹介されたドイツのアーカイヴ、これを見るのは研究者ですか、それとも一般の人々でしょうか。

柴田 一般の人に見られているということが国からの予算を生む重要なポイントになっていると思います。

松澤 一般の人たちがこれだけのアーカイヴを見られる環境の中で、それでは研究者は何をするのでしょうか。もうこうなると研究者はいらないようにも思えてくるのですが。もちろん研究者にはここからの展開を期待されるのですが、えてして資

料アーカイヴを整理することで研究を終わらせてしまう危惧をいただくものですから。もちろんそうは言いつつも、私は訓誥学もしっかりした学問成果だと考える者でもあります。

柴田 アーカイヴ資料の公開や分析には研究者の協力が必要です。アーティスト自身が研究者である場合もありますが、アーカイヴ資料を利用する場合、ダンスドラマトゥルクなどのかたちで研究者が協力することが重要になります。一般の方に公開するにしても、資料の山そのものをみせるのではなく、その山を分類して見える形にするのが研究者の仕事になるわけです。

木村 一つ遠藤先生に質問させてください。とても面白い教材なのですが、これを活用した実例があればそれがどのようなものであったか教えてもらえればと思います。

遠藤 私の教材はまだ誰も使っていません。紹介した二つの教材の一つ目は、授業の9回分を想定しています。二つ目は、資料があまりに多くてどのように活用すれば良いのかが難しいです。現場の先生たちとこの教材の活用をめぐる会を開いたことがあるのですが、先生たちは難しいとお話してくださいました。4回くらいの授業で国際理解の教材として使えるかもしれない、とは言われました。一つ問題として感じるのは、アフリカのダンスは生で見ると本当にすごいのですが、教材化してしまうとそれが伝わりにくいんですね。しかし、見ないよりは見た方が良いということもあるわけです。

松澤 今回のシンポジウムで、アーカイヴの問題の基幹的な論点が少なくとも的確に提出されたと思いますので、最後に蛇足を述べることになるかもしれませんが、ひとこと言わせてください。

1980年代のことですが、アメリカではすでに美術館に専属の美術を普及させる美術教育家がいたのですが、その人から聞いた話。週末に小中学生が所属の美術品を見てレポートを書くという課題が学校から与えられて来館するのだそうです。でも彼らは生の絵画を見に行くことなくライブラリーに直接行って、そこで整理されたその絵画のスライドやデータをパソコンで見て美術館を後にするのだそうです。アーカイヴが精密化されることによってうまれてくる弊害（これを弊害とみなさない考え方自体も将来出てくるかもしれませんが）も、アーカイヴの直面する問題でしょう。私達はすでにもうどっぴりと「複製技術時代」（ベンヤミン）に生きているのですから。